

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2020年6月26日

2. 認定新事業活動実施者名

日本エア・リキード合同会社

3. 認定新事業活動計画の目標

日本では、水素ステーションの運営費のうち人件費が30%程度を占めているが、燃料電池自動車のユーザー利便性を高めるための週末の営業や営業時間の延長が求められる中、人件費は増加傾向にあり、水素・燃料電池戦略協議会が策定した水素・燃料電池戦略ロードマップにおいては、2019年度において3.1千万円の水素ステーションの運営費を、2025年頃までに1.5千万円にまで低減させることを目標としている。

本新事業活動は、日本エア・リキード合同会社が、海外での経験を活かしつつ、遠隔監視によるセルフ水素ステーションを実現することにより、安全性・信頼性・利便性を維持・向上しつつ、当該目標をいち早く達成することを目標とする。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

本新事業活動では、高圧ガス保安法に基づく都道府県知事の許可を受けている、従業者が常駐する有人の水素ステーションにおいて、日本エア・リキード合同会社のガス製造プラント部門で導入されているオンライン管理システムによる遠隔運転・保守システムの技術を応用して、水素ステーションの状況を遠隔地から把握し、緊急時に即座に対応できる体制を整備するとともに、顧客が自ら行う充填に係る作業の安全確保対策を講じること等により、従業者の常駐を前提とせずに顧客のセルフ充填を可能とする、遠隔監視型水素ステーションの運営を行う。

当該水素ステーションでは、現状の有人での営業に加えて、一定の曜日及び時間帯で遠隔監視型の営業を行う予定である。これにより、従来よりも長い時間のサービス提供が可能となり、顧客の利便性が格段に向上することが期待される。また、燃料電池自動車の新たな需要創出にも貢献すると考えられる。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

①川崎水素ステーション（神奈川県川崎市川崎区小島町3-9）

②神戸七宮水素ステーション（兵庫県神戸市兵庫区七宮町1-1-7）

※なお、両水素ステーションの遠隔監視は、名古屋中川水素ステーションで行う。

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項及び第3項に適合し、高圧ガス保安法第5条第1項に基づく都道府県知事の製造の許可を受けた上記4.(2)に定める圧縮水素スタンドにおいて、本新事業活動計画に従って行われる従業者が常駐しないことを前提とした方法による高圧ガスの製造については、所要の安全確保対策を講じることをもって、経済産業省関係産業競争力強化法第11条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（平成26年経済産業省令第24号）第4条に定める規制の特例措置に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項及び第3項で定める圧縮水素スタンドにおける製造の方法等の代替措置とみなすこととする。

当該規制の特例措置を活用して本新事業活動を行うに際し、本新事業活動計画に

従って実施する遠隔で製造設備の運転状況に係る監視を行うための措置や、顧客自らが圧縮水素の容器への充填に係る作業を安全に行えるようにするための措置等を講ずるため、本認定後に、高圧ガス保安法第14条第1項に基づく都道府県知事による製造の変更許可を受けるとともに、同法第26条第1項に基づき、上記4.

(2)に定める圧縮水素スタンドごとに、保安の確保に関し必要な事項の細目を定めた危害予防規程を都道府県知事に届け出る必要がある。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

2020年7月～2021年7月